

「指定訪問介護」重要事項説明書

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	1
4. 営業時間	1
5. 職員体制	1
6. 当事業所が提供するサービス内容	2
7. 利用料金等	2
8. サービス実施の記録について	4
9. サービスの利用に関する留意事項	4
10. 事故発生時の対応及び損害賠償保険への加入	5
11. 緊急時の対応	6
12. 苦情等の受付について	6
13. 第三者評価の実施状況について	6
14. 虐待防止のための措置について	6
15. 身体拘束の適正化に関する事項について	7
16. 業務継続計画に関する事項について	7
17. 感染症対策に関する事項について	7

社会福祉法人
大月市社会福祉協議会
ヘルパーステーション「花さき」

当事業所は山梨県知事の指定を受けています。

平成11年10月1日指定
山梨県指令長第7-31号

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 大月市社会福祉協議会
所 在 地	山梨県大月市大月町花咲10番地 総合福祉センター1階
電 話 番 号	0554-23-2001
代表者氏名	会長 白川 恵子
設 立 年 月	昭和50年3月26日（認可）

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成11年10月1日指定 山梨県指令長 第7-31号
事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な介護保険法に基づく訪問介護を適切に提供する。
事業所の名称	ヘルパーステーション「花さき」
所 在 地	大月市大月町花咲10（大月市総合福祉センター1階）
電 話 番 号	0554-23-2001
事業者指定番号	1971400104
管 理 者	田村 千恵美
開 設 年 月	平成12年4月1日
事業所が行っている他の業務	指定介護予防訪問介護 平成18年 4月 1日指定 指定障害福祉サービス （居宅介護・重度訪問介護） 平成18年 9月29日指定

3. 事業実施地域

大月市内全域

4. 営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日 ※ 天災等（大雪等）やむを得ず業務を遂行できない日を除く
受 付 時 間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月曜日～日曜日 午前5時～午後11時 午後5時30分以降の連絡先 090-7167-9953

5. 職員の体制

指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員状況>※職員については、指定基準を遵守しています。

（令和 年 月 日現在）

職 種	員 数	現 員	職務の内容
1. 管理者	1名	名	管理者業務 ヘルパー業務
2. サービス提供責任者	2名以上	名	提供責任者業務 ヘルパー業務
3. 居宅介護従業者（ホームヘルパー） 介護職員初任者研修課程以上修了者	5名以上	名	ヘルパー業務

6. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「訪問介護計画」を定めてサービスを提供します。

「訪問介護計画」は、居宅介護支援事業所の定めた「居宅サービス計画」を基に、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。

「訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス区分及びサービス内容＞

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

○入浴介助・清拭・洗髪……入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。

○排せつ介助……排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助……食事の介助を行います。

○衣服の着脱の介助……衣服の着脱の介助を行います。

○通院介助……通院の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行います。

② 生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの援助を行います。）

○調理……利用者の食事の用意を行います。

○洗濯……利用者の衣類等の洗濯を行います。

○掃除……利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

○買い物……利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

○その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引出しや預け入れは行いません。

（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は行いません。

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

7. 利用料金等

（１）サービス利用料

サービスの利用料金は、介護保険からの給付サービスを利用する場合、原則として基本料金の１割、または２割・３割（利用者の所得、状況に応じ）負担となります。（料金表参照）
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

【 時間表 】

身体介護	20 分未満	30 分未満	30 分～ 1 時間	1 時間～ 1 時間 30 分	1 時間 30 分以上 (30 分を増すごとに)
	0	1	2	3	+ 1
生活援助	20 分未満		45 分未満	45 分以上	
	1		2	3	

【料金表 ー基本料金・昼間ー】

	介護区分 サービス内容等	基本料金 (円)	料 金 (円)					
			保険者 (9割)	利用者 (1割)	保険者 (8割)	利用者 (2割)	保険者 (7割)	利用者 (3割)
介護 1 介護 5	身体0	1,630	1,467	163	1,304	326	1,141	489
	身体1	2,440	2,196	244	1,952	488	1,708	732
	身体2	3,870	3,483	387	3,096	774	2,709	1,161
	身体3	5,670	5,103	567	4,536	1,134	3,969	1,701
	身体4	6,490	5,841	649	5,192	1,298	4,543	1,947
	生活2	1,790	1,611	179	1,432	358	1,253	537
	生活3	2,200	1,980	220	1,760	440	1,540	660
	身体1生活1	3,090	2,781	309	2,472	618	2,163	927
	身体1生活2	3,740	3,366	374	2,992	748	2,618	1,122
	身体1生活3	4,390	3,951	439	3,512	878	3,073	1,317
	身体2生活1	4,520	4,068	452	3,616	904	3,164	1,356
	身体2生活2	5,170	4,653	517	4,136	1,034	3,619	1,551
	身体2生活3	5,820	5,238	582	4,656	1,164	4,074	1,746
☆訪問介護初回加算		2,000	1,800	200	1,600	400	1,400	600
☆緊急時訪問介護加算 (1回毎)		1,000	900	100	800	200	700	300
☆介護職員等処遇改善 加算Ⅱ		利用単位数に22.4%を乗じた単位数						

※ 初回時、利用者が過去2月に当該事業所からのサービスの提供を受けてない場合に初回加算が加算されます。

※ 利用者やその家族からの緊急要請により介護支援専門員が認めた訪問介護（身体介護）に対し加算されます。

※ 基本料に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、利用者及び家族の同意を得て、二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。

※ 減免等の対象となる方は、上記金額より減免額を助成されます。

(2) サービス提供に要する実費負担等（介護保険対象とならない負担額）

サービス提供に要する下記の費用は、介護保険の対象ではありませんので実費にてお願いします。

① 「通院介護」においてホームヘルパーの公共交通機関などの交通費の他、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担していただきます。）

② 交通費

前記のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要となります。

・事業実施地域を超えてから1キロメートルにつき30円

(3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、下記のいずれかの支払方法で

お支払下さい。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： 山梨中央銀行、山梨信用金庫、都留信用組合、
JAクレイン、ゆうちょ銀行
- ② 窓口での現金支払：大月市総合福祉センター内 1階
大月市社会福祉協議会

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いしていただく場合があります。
但し、利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。
- ③ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。
その場合には、他の利用可能日時を利用者と相談するなど必要な調整をいたします。
- ④ 天災等（大雪等）やむを得ず業務が遂行できない場合は、事業所より連絡し、他の利用可能日時を利用者と相談するなど必要な調整をいたします。

(5) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合には、原則としてその1ヶ月前までにご説明します。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。

内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、「訪問介護計画」及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供の完結日より2年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、事業所の受付時間内に、その事業所にて当該利用者に関する、サービス提供記録等を閲覧できます。

また、要望があれば、サービス提供記録書等の複写物の交付を受けることができます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- サービス提供にあたり訪問回数等によって、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。

訪問するホームヘルパーが交替する場合は、利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

- 利用者から、特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点や要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

(2) サービス提供について

- サービスは、「訪問介護計画」に基づいて行います。
実施に関する指示はすべて事業所が行います。
ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分配慮します。

- サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

（３）サービス内容の変更

- 訪問時に、利用者の体調等の理由で訪問介護計画に予定されていた、サービスの実施ができない場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。
その場合事業所は、変更したサービス時間に応じた利用料を請求します。

（４）介護保険の被保険者証等の提示

「被保険者証」等の記載内容等の変更があった場合は、速やかにホームヘルパーにお知らせ下さい。

またホームヘルパーが「被保険者証」等の確認を、させていただく場合には、ご提示下さいますようお願いいたします。

（５）守秘義務

事業所及びサービス従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
また従業者でなくなった後においても、これらの秘密を開示することはありません。

（６）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家庭等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

１０．事故発生時の対応及び損害賠償保険への加入

（１）事故発生時における対応

本事業所では、訪問介護の提供により事故が発生した場合は、事前の打合せにより、市町村、当該利用者の家族、当該主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録いたします。

（２）損害賠償保険への加入

本事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損

害賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

介入保険の種類 全国社会福祉協議会

在宅福祉サービス総合補償

補償の概要 活動中の事故により、サービス利用者や他人の身体・財物に損害を与えた場合を補償

1 1. 緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打合せにより、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主 治 医	主治医氏名	
	連 絡 先	
連 絡 先	氏 名	
	電話番号	

1 2. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における、苦情の受付及びサービス利用等のご相談、サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなど、サービス利用に関するご相談、利用者記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

受 付 場 所	大月市社会福祉協議会 総務担当 電話番号 0554-23-2001
受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大月市役所 保健介護課 介護保険担当	所 在 地	山梨県大月市大月2-6-20
	電話番号	0554-22-2111
	F A X	0554-22-6422
山梨県社会福祉協議会	所 在 地	山梨県甲府市北新1-2-12
	電話番号	055-254-8610
	F A X	055-254-8614
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険 相談窓口	所 在 地	山梨県甲府市蓬沢1-15-35
	電話番号	055-223-9201
	(開設日	水曜日 午前9時～午後4時)

1 3. 第三者評価の実施状況について

(実施済 ・ 未実施)

実施済みの場合

実施年月日	平成・令和 年 月 日
実施評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1 4. 虐待防止のための措置について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止責任者名	管理者 田村 千恵美
----------	------------

(2) ホームヘルパーに対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についてホームヘルパーへの周知徹底

15. 身体拘束の適正化に関する事項について

(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）と行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

16. 業務継続計画に関する事項について

事業者は感染症や災害の発生においてサービスを継続的に提供するための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとします。

(1) 事業者はホームヘルパーに対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 感染症対策に関する事項について

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染防止委員会）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、ホームヘルパーに周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、ホームヘルパーに対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 田村 千恵美

説明者職名 サービス提供責任者 氏名

印

私は本書面に基づいて、事業所から訪問介護についての重要事項の説明を受け、提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代筆者住所

氏 名

印

(利用者との続柄：)

代筆を要する事由